

福岡県公報

令和六年八月二十三日
第五百二十四号
増刊
①

目次

規則(第三十九号)

○福岡県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則 (畜産課) ……………一

規則

福岡県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年八月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十九号

福岡県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

福岡県養蜂振興法施行細則(昭和三十一年福岡県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

蜜蜂飼育届

年 月 日

福岡県知事 殿

現住所
氏名又は名称及び代表者氏名
通信連絡先(電話番号)

養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1 新規・継続の別

新規 継続

2 飼育計画

年 1月 1日現在飼育蜂群数 () 群				
飼育期間	群数	飼育場所	左の土地所有者名	主な蜜源
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				

3 その他

- (1) 蜜蜂の種類 ニホンミツバチ・セイヨウミツバチ
- (2) 販売 する・しない

4 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的
県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置
県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供
県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
・法令に基づく場合
・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県)並びに関係機関等の協力が必要な場合

- 備考
- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
 - 2 新規に飼育を始める場合や前年と異なる飼育計画の場合は、年間の飼育計画を記載した別紙1を添付すること。
 - 3 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入(地図の添付等でも可)すること。また、土地貸与承諾書(他人が所有する土地を使用する場合に限る。)及び附近見取図を記載した別紙2を添付すること。
 - 4 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

別紙2

土地貸与承諾書及び附近見取図

	土地貸与承諾書	附近見取図
1	<p>場所</p> <p>期間(自) 月 日 (至) 月 日</p> <p>上記のとおり、蜜蜂飼育のために土地を貸与することを承諾します。</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	
2	<p>場所</p> <p>期間(自) 月 日 (至) 月 日</p> <p>上記のとおり、蜜蜂飼育のために土地を貸与することを承諾します。</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	

備考 1 前年と同一の場所に飼育する場合は、提出は不要であること。ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出すること。

2 附近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、蜂場は赤印で明記すること。

様式第2号(第2条関係)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

福岡県知事 殿

現住所
氏名又は名称及び代表者氏名
通信連絡先(電話番号)

養蜂振興法第3条第3項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育変更届を提出します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由

- 3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
 - (1) 個人情報の利用目的
県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
 - (2) 個人情報の安全管理措置
県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
 - (3) 個人情報の第三者への提供
県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県)並びに関係機関等の協力が必要な場合

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

様式第3号(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名

通信連絡先(電話番号)

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	転飼蜂群数	主な蜜源	転飼期間	飼養管理者住所氏名
1						月 日から 月 日まで	
2						月 日から 月 日まで	
3						月 日から 月 日まで	
4						月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

・法令に基づく場合

・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入（地図の添付等でも可）すること。また、土地貸与承諾書（他人が所有する土地を使用する場合に限る。）及び附近見取図を記載した別紙を添付すること。

【提出に当たっての留意事項】

この申請書の様式は、九州各県の共通様式のため、申請の宛先を書き換えていただくと、九州各県の申請様式として利用できます。

別紙

土地貸与承諾書及び附近見取図

	土地貸与承諾書	附近見取図
1	<p>場所</p> <p>期間(自) 月 日 (至) 月 日</p> <p>上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を貸与することを承諾します。</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	
2	<p>場所</p> <p>期間(自) 月 日 (至) 月 日</p> <p>上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を貸与することを承諾します。</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	

備考 1 前年と同一の場所に転飼する場合は、提出は不要であること。ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出すること。

2 附近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、蜂場は赤印で明記すること。

様式第4号 (第4条関係)

転飼許可証再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

現住所

転飼場所

氏名又は名称及び代表者氏名

転飼許可証を 亡失毀損 したので、再交付願いたく、福岡県養蜂振興法施行細則第4条の規定により、申請します。

附則

この規則は、公布の日から施行する。